

【韓国】対日抗争期強制動員被害調査関連法の制定

海外立法情報課・白井 京

* 2010年2月26日、韓国国会本会議において「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等の支援に関する特別法案」が可決された(同年3月18日現在、未公布)。今回制定されたこの特別法は、2004年3月に公布された「日帝強占期強制動員被害真相糾明等に関する特別法」と2007年12月に公布された「太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」の2つの限時法を廃止し、これらの内容を統合して期間を延長するものである。

廃止された2つの法律は盧武鉉前大統領の任期中に制定された限時法であり、終戦前に行われた日本の強制動員について真相を糾明し、被害者の人権を回復し、犠牲者等への慰労金支給等を行うために制定されたものである。

今回制定された特別法は、廃止された2法律に定める2つの委員会を統合して新たに「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」を設置し、2011年12月31日まで活動を継続するよう規定している。なお、委員会の活動期間については6か月以内の範囲で2回の延長を認めており、実質的には2012年12月末までの活動が可能である。

同法は全43か条の本則と6か条の附則からなり、その目的は、「対日抗争期強制動員被害の真相を究明し、歴史の真実を明らかにし、ひいては1965年に締結された『大韓民国と日本国との財産及び請求権に係る問題解決と経済協力に関する協定』と関連して、国が太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者及びその遺族等に人道的な観点から慰労金等を支援することにより、これらの苦痛を緩和し、国民和合に寄与すること」(第1条)である。

以下、第2条では法律で使用する言葉の定義、第3条では遺族の範囲、第4条から第7条では慰労金、未収金、医療支援金等について定めている。これまで法律による支援の対象外にあったサハリン地域の旧ソ連による強制抑留の被害者についても、慰労金を支給することができるよう新たに規定が付け加えられた。

第8条から第21条では、委員会及び事務局の業務等について規定している。委員会は委員長1名を含む11名以内の委員で構成され、委員には関係公務員及び学識、経験の豊富な者のうち大統領が任命又は委嘱する者を充てるとされる。

第22条以降は具体的な申請等の手続き、被害真相調査の方法、慰労金等の支給に係る審議や決定等についてであり、租税免除(第32条)や消滅時効(第33条)も規定している。委員会は期間満了後6か月以内に活動結果報告書を作成し大統領と国会に報告しなければならない、この報告書は一般にも公表するよう定められている(第35条)。

参考文献(インターネット情報は2010年3月19日現在である。)

・対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法案 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1Z0X0K2P2K411P2T0Y9M1P5X5Y2D7>